

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)〕				
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・飼料用米を除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。
注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々の中内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

米の生産については、平成30年産から生産数量目標の配分を廃止し、需要に応じた生産・販売を推進してきました。

今後も人口減少等により、残念ながら国内需要の減退が続くと見込まれる中で、令和2年産の需給については、需要減少に見合った作付面積の削減が進まず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等による消費減退も加わり、在庫の過剰に直面しています。

需給と価格の安定を図るためには、令和3年産の主食用米について、全国で過去最大規模の6.7万ha（平年作ベースの生産量に換算すると36万トン）もの作付転換が必要です。これが実現できなければ、需給と価格の安定が崩れ、危機的な状況に陥りかねません。まさに正念場を迎えています。

令和2年度第3次補正予算と本日閣議決定された令和3年度当初予算で3,400億円に及ぶ大規模な予算を計上し、令和3年産の水田フル活用に必要な施策を盛り込みました。その中で、輸出等の新市場の開拓や、近年、需要が高まりつつある国産麦・大豆、加工・業務用野菜等の高収益作物、加工用米の生産拡大などを支援してまいります。また、自然災害が頻発する中でも飼料用米に安心して取り組める環境を整備することとしています。

また、コロナ禍の対策として措置した事業も活用した米の消費拡大や、主食用米の長期計画的な販売といった取組にさらに力を入れていくことも欠かせません。政府としても引き続き関係者と連携して必要な対策を推進していく所存です。

産地や農家・生産法人、都道府県・市町村、集出荷業者、流通・販売事業者など全ての関係の皆様におかれましては、今こそ一丸となって、オールジャパンで、今回措置する施策を最大限活用し、需要に応じた米の生産・販売に積極的に取り組んでいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

主食用米はもとより、新市場開拓用米、麦・大豆、高収益作物や、加工用米、飼料用米など、いずれも需要に応じた生産・販売が原点であり、国民への食料の安定供給、食料自給率・自給力の向上には不可欠な要素です。

全国各地で関係者が創意工夫を行い、水田農業における所得の向上と地域の発展が実現されるよう、国としても環境整備に全力で取り組んでまいります。

令和2/3年及び令和3/4年の主食用米等の需給見通し(令和3年2月公表 基本指針)と対応方向

令和2/3年の主食用米等の需給見通し

(単位:万トン)

令和2年6月末民間在庫量	A	200
令和2年産主食用米等生産量	B	723 (作況100:729)
令和2/3年主食用米等供給量計	C=A+B	922
令和2/3年主食用米等需要量	D	711 ~ 716
令和3年6月末民間在庫量	E=C-D	207 ~ 212

注1: 令和2/3年主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向等によって、今後、変動する可能性がある。

注2: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

- 令和2年産の調整保管を実施（JA系統：20万トン実施予定）。
→ 米穀周年供給・需要拡大支援事業を拡充。

- 需要の減少と需要を超えた生産の結果、令和3年6月末民間在庫量は、207～212万トンまで増加。



- 令和3年産の作付面積を6.7万ha（生産量36万トンに相当）転換する必要。
→ 水田活用関連予算を拡充。



令和3/4年の主食用米等の需給見通し

(単位:万トン)

令和3年6月末民間在庫量	E	207 ~ 212
令和3年産主食用米等生産量	F	693
令和3/4年主食用米等供給量計	G=E+F	900 ~ 905
令和3/4年主食用米等需要量	H	705
令和4年6月末民間在庫量	I=G-H	195 ~ 200

注: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

- 令和4年6月末民間在庫量は、195～200万トンの水準に回復。

- 新型コロナウイルス感染症の影響等による需要減少（推計）：約9万トン（令和2年3月～令和3年6月）
→ 販売促進対策を実施。

水田農業の生産振興対策

<水田活用の直接支払交付金>【当初：3,050億円】

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料用米等を生産する農業者を支援。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1 飼料用とうもろこしを含む

※2 標準単収以上の収量が確定した者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

2. 産地交付金

- 各都道府県に資金枠を配分し、地域の裁量で「水田収益力強化ビジョン」において対象作物や単価等を設定。下表の取組等に応じて配分額を加算。

加算内容	配分単価	加算内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※3	1.2万円/10a	転換作物拡大加算※4	1.5万円/10a
そば、なたねの作付	2.0万円/10a	高収益作物等※5拡大加算※4	3.5万円/10a
新市場開拓用米の作付	2.0万円/10a		

※3 3年以上の契約

※4 地域農業再生協議会単位で算定

※5 高収益作物（野菜、果樹等）、加工用米、新市場開拓用米、飼料用とうもろこし

3. 水田農業高収益化推進助成

- 「水田農業高収益化推進計画」に基づく、水田での高収益作物への転換等を支援。

支援内容	交付単価
高収益作物の新たな導入	2.0万円/10a（3.0万円※6/10a）×5年間
高収益作物による畑地化※7	17.5万円/10a
子実用とうもろこしの作付	1.0万円/10a

※6 加工・業務用野菜等の場合

※7 R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

4. 都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

<新市場開拓に向けた水田リノベーション事業>【補正：290億円】

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

- 産地と実需者が連携して輸出や加工等に取り組むプランに位置付けられた農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援
 - 交付単価：4万円/10a
 - 対象品目：令和3年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆
- ※ 申請内容を踏まえて審査の上、予算の範囲内で支援対象が決定される補助事業
- ※ 本事業で支援を受けた水田の面積については、R3年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、麦・大豆）及び産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除外
- ※ 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要
- ※ 本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象外

2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

- プランに位置付けられた実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援
 - 補助率：1/2以内

<麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト>【当初：1億円】
【補正：60億円】

1. 水田麦・大豆産地生産性向上事業

- 水田麦・大豆産地が、団地化・生産性の向上に向け、「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成して行う以下の取組を支援。
 - ・団地化の推進 地域の話し合い、ほ場の簡易な改修・点検等の経費を支援（面積に応じた上限額の範囲で実費を定額支援）
 - ・営農技術等の導入 生産性向上や需要に応じた生産に向けた栽培技術の導入、品種転換等を支援（定額：技術に応じて1.5万円/10a以内）
 - ・機械・施設の導入 生産性向上に必要な機械・施設の導入を支援（1/2以内）

2. 需要に応える安定供給体制の整備

(1) 麦・大豆保管施設整備事業

国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設の整備を支援（1/2以内）

(2) 麦類供給円滑化推進事業

国産麦の供給円滑化に向け産地・実需の一時保管経費等を支援（定額、1/2以内）

(3) 麦類利用拡大推進事業

国産麦の商品開発、マッチング等を支援（定額、1/2以内）

国産農産物等の販売促進対策

- 新型コロナの影響で販路を失った生産者、加工業者等の販売促進・販路の多様化等の取組を支援

【補正：250億円】

経営所得安定対策

畑作物の直接支払交付金
（ゲタ対策）

【所要額：1,986億円】

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金
（ナラシ対策）

【所要額：655億円】

産地でまとまって需要に応じた生産を行いやすくするための見直しについて

- 需給動向に柔軟に対応しつつ、産地単位でのまとまった作付転換の取組を推進しやすくするため、**産地単位**で需要に応じた生産に取り組む場合に、**生産者(交付申請者)からの委任**を受けた**生産者団体等**が**交付金(ゲタ・ナラシ・水活)**を「**代理受領**」できるようにするとともに、生産者団体等において生産者との**出荷契約書**を見直し。
- これにより、**交付金や品代(主食用米を含む)**を合わせて**共同(プール)計算**し、**生産者手取りの平準化**ができるようになることから、**営農計画書の提出期限(6月末)の間際まで、主食用米から飼料用米等への用途変更が容易に**。

代理受領を活用した共同計算スキームの流れ

<代理受領者:生産者団体・集荷業者等>

【生産者団体等内】水稻作付計画の検討

- 都道府県の生産の目安等に基づいて、各品目(主食用、加工用、飼料用等)の生産数量を決定
- 生産者ごとに、品目別の生産数量を割当

需給動向を
踏まえて
変更

販売代金や水田活用交付金を合わせて共同計算することで、生産者手取りが平準化されることとなるので、農業者毎の品目の割振が容易となる。

【生産者(生産者団体等)⇄実需者】出荷契約の締結

- 生産者団体等の判断で主食用米からの仕向け先の変更
- ※ 変更が生じた場合の営農計画書等の変更は、生産者団体等に対応(生産者から委任)

営農計画書提出期限間際まで、需給状況等の見極めが可能

【生産者→(生産者団体等→)国】水田活用交付金の申請

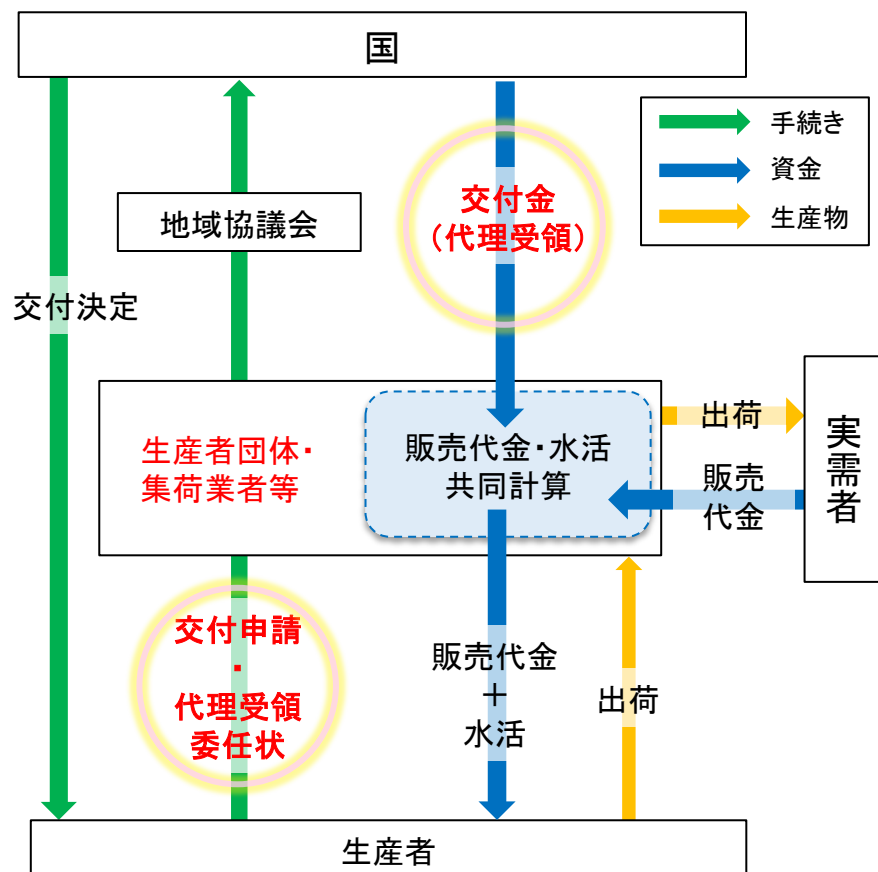
- 代理受領の委任状を併せて提出(代理人:生産者団体・集荷業者等)
- ナラシや農業共済も6月末までに申請

【国→生産者団体等(代理受領)】水田活用交付金の支払

【生産者団体等→生産者】農産物販売代金と水田活用交付金を合わせて共同計算し、生産者に支払

ゲタ・ナラシも生産者団体等に入金されるが、共同計算には含めずにそのまま農業者へ交付

交付申請及び資金の流れ(共同計算スキームの場合)

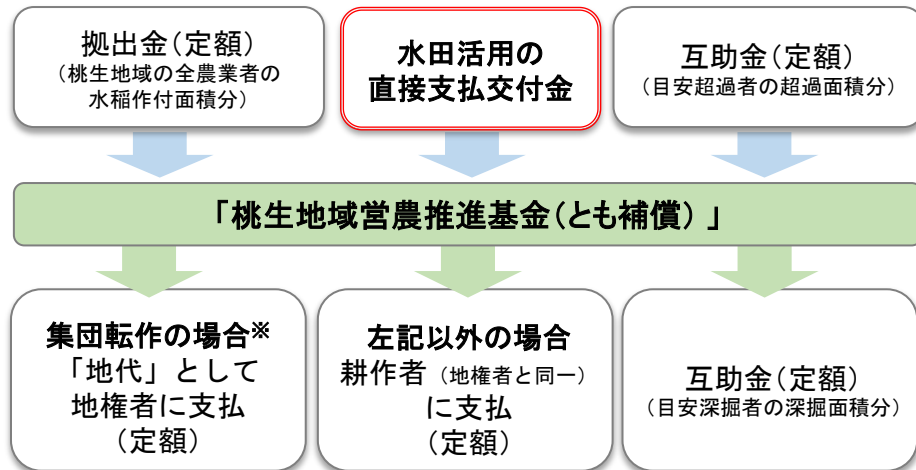


交付金の代理受領の活用事例(宮城県石巻市桃生地域における取組)

- 石巻市^{ものう}桃生地域では、地域全体で団地化・ブロックローテーションを行う「集団転作」を推進するため、JAいしのまき桃生営農センターが事務局となって、交付金の代理受領の仕組みを活用し、水田活用の直接支払交付金と生産者からの抛中金等を原資としたとも補償(地権者補償)を実施。
- ゲタ・ナラシは代理受領後、速やかに各農業者に交付。水田活用の直接支払交付金は、地方農政局からの各農業者の各交付金(ゲタ・ナラシ・水活)の交付決定額情報を基に、大きな事務負担なく、とも補償で円滑に精算。

地域内の「とも補償制度」

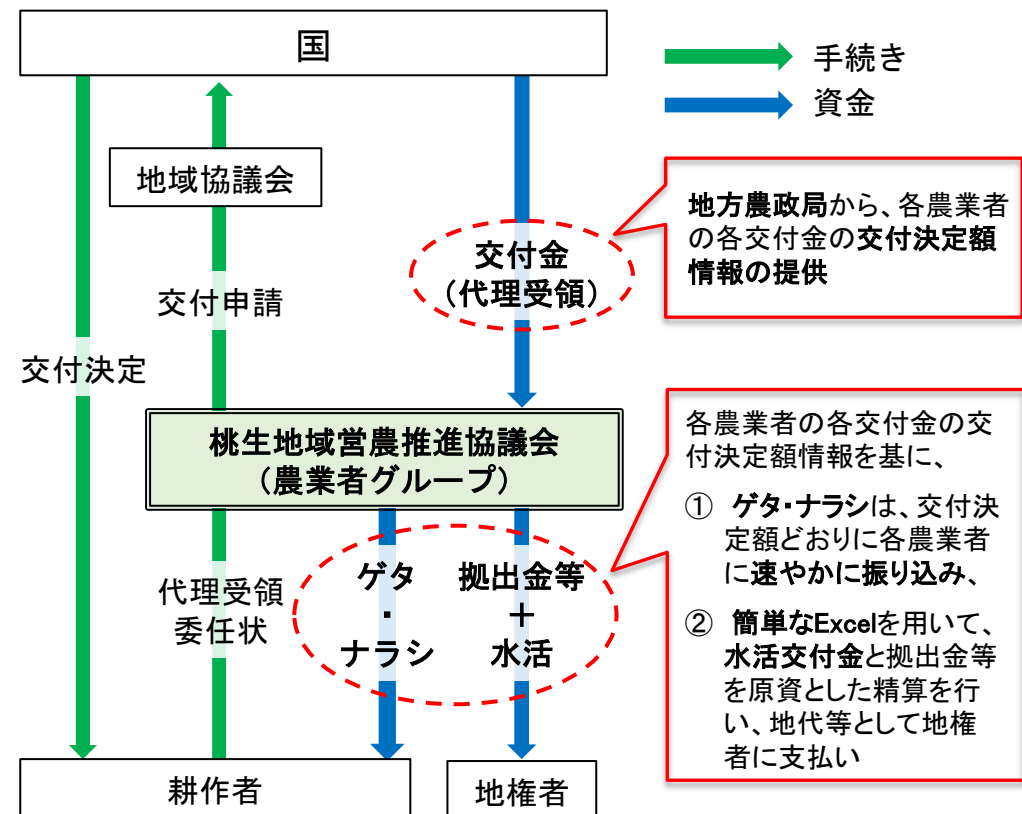
桃生地域営農推進協議会（農業者グループ）
(事務局：JAいしのまき桃生営農センター)



※ 麦・大豆、加工用米等を決められた圃場で作付けし、
団地化(原則5年)やブロックローテーション(原則3年)に取り組む場合

・ 上記の仕組みとは別に、品代やゲタ・ナラシは耕作者に支払
(ゲタ・ナラシも「推進協」が代理受領するが、対象耕作者にそのまま交付)

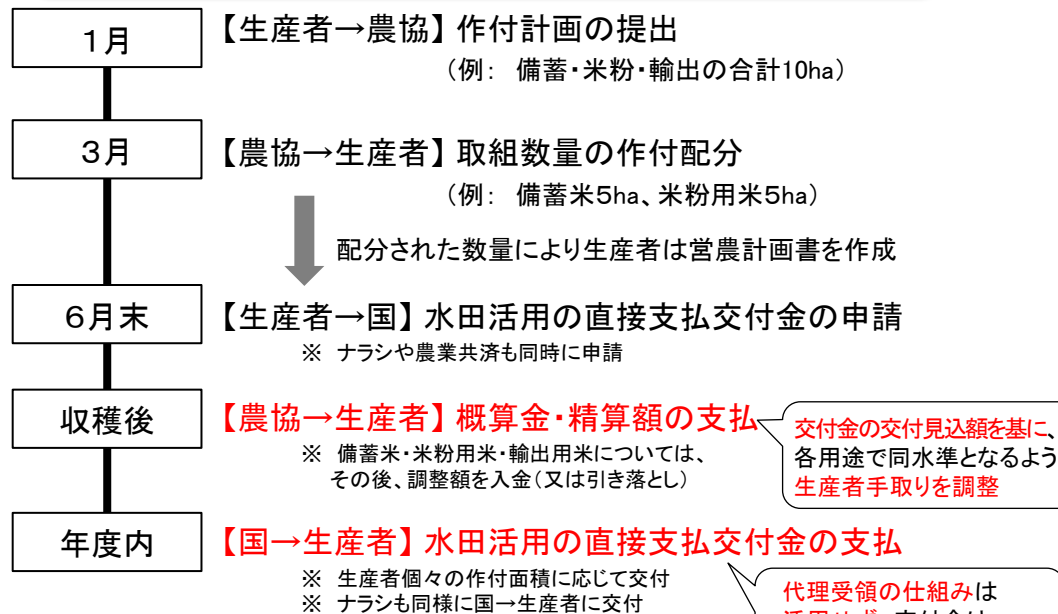
交付申請及び資金の流れ



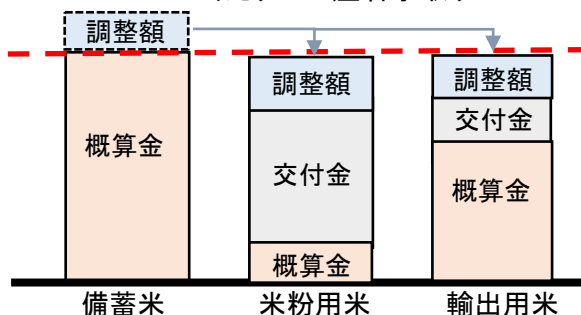
共同計算の事例(富山県入善町、朝日町における取組)

- 「JAみな穂」では、営農計画書の提出(6月30日)前に、生産者毎の備蓄米、米粉用米、輸出用米の用途別生産数量を農協が調整の上配分し、用途別の生産者手取りが同水準となるよう共同計算により調整(交付金の代理受領は活用せずに実施)。
- また、地域独自の事業(地域営農とも補償事業)として、需要に応じた生産や転作田の円滑な受委託が行われるよう地権者に補償し、水稻と麦・大豆などの畑作物とのブロックローテーションによる水田フル活用を推進。

備蓄米、米粉用米、輸出用米の共同計算



<10a当たりの生産者手取り>



備蓄米、米粉用米、輸出用米は
全て同水準の生産者手取り

※ 交付金は戦略作物助成
及び産地交付金の合計

※ JAの米集荷率は90%以上

<地域営農とも補償事業(主食用米と畑作物)>

